

2020 春闘速報

石狩地域2020春季生活闘争闘争委員会

2020年8月12日発第15号 発行責任者 吉田賢一 Tel011-210-1212 Fax011-210-1213

北海道地域最低賃金「現行どおり」で結審！

**生活できる賃金水準、最前線で従事する者の頑張りに
応えるよう求める声届かず、怒りをもって強く抗議する！**

北海道最低賃金審議会（以下、審議会）は8月11日、第4回審議会を開催し、労働者側委員全員が反対する中、2020年度の北海道地域最低賃金を「現行どおり（861円）」とすることで結審しました。引き上げ額「0円」となるのはIT不況を受けた2003年以来、16年ぶりです。

生活できる賃金水準、更にはコロナ禍での経済再生と高い感染リスクにもかかわらず、最前線で体を張って懸命に従事しているエッセンシャルワーカーの頑張りに応える最低賃金の引き上げは必要と、有額を求めたにもかかわらず「現行どおり引き上げ額0円」としたことに大きな怒りをもって強く抗議するものです。

新型コロナウイルス感染症の影響が及ぶ中で行われた本年度の審議会において労働者側は、雇用戦略対話で示されている「時給1,000円」や今年の春季生活闘争で連合北海道が集計した時間給引き上げ額25.50円（過重平均）を背景に、引き上げの必要性を強く主張し審議に臨みました。さらに地域間格差の解消や「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことができる水準を実現するために、中央最低賃金審議会が答申した「目安を示すことは困難。現行水準を維持することが適当」とする金額目安の無い答申にこだわらず、雇用形態にかかわらず、働いて得た賃金で家族とともに生活し、将来展望を描くことができる最低賃金の引き上げを強く求めました。

これに対して使用者側は、「あらゆる経済指標は過去に無い低い数値を示している」「賃金よりも雇用維持優先」として頑なに終始「0円」を主張しました。

審議会での議論は、労使の主張が真っ向から対立、互いに譲らない激しい審議が続く中、結果として労働者側が全員反対したものの、公益・使用者側の賛成多数により「現行どおり」で結審しました。

本年度の北海道地域最低賃金改定の闘いは収束を図りますが、審議を後方から支援いただいた地方議会における意見書採択、審議会ヤマ場に向けたFAX行動・集会などの取り組みに感謝申し上げます。

連合北海道・連合石狩地協は、今後も「誰もが時給1,000円」を早期に実現し、すべての働く者の賃金の下支えとなるよう取り組みを強化、中小・小規模企業の経営環境の基盤整備に向けた政府による支援策拡充、特定（産業別）最低賃金の引き上げを強く求めます。

